

閉囲区域への立入り及び救助の操練に関する事項

改正規則

安全設備規則

改正事項

閉囲区域への立入り及び救助の操練に関する事項

改正理由

近年、船員の貨物倉、機関室等の閉囲区域への立入りの際において、酸欠等による重大な人身事故が数多く報告されている。これらの事故は、船員による危険性の把握及び立入り訓練が不十分であったことに起因していることから、船員の安全確保を目的に、IMO において操練の要件（SOLAS 条約第 III 章第 19 規則）の見直しが行われてきた。

その結果、2013 年 6 月に開催された IMO 第 92 回海上安全委員会（MSC 92）において、従来要求している船体放棄の操練及び防火操練に加え、新たに閉囲区域への立入り及び救助の操練を要求する SOLAS 条約第 III 章第 19 規則の改正が決議 MSC.350(92)として採択された。

今般、決議 MSC.350(92)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

安全設備の検査の際に閉囲区域への立入り及び救助の操練が実施されていることを航海日誌にて確認する旨改めた。